

5.削除手続き

健康保険の被扶養者資格は、健康保険組合が被保険者との生計維持関係を総合的に判断して認定します。

被扶養者が以下の要件(削除事由①～⑨)に該当することとなった場合は、被扶養者として認められませんので、扶養削除の手続きが必要となります。該当される場合は速やかに削除の手続きをお願い致します。

■主な削除事由

- ①就職、パート・アルバイトの勤務時間増加等で勤務先の健康保険に加入した場合
- ②収入が認定基準額を超えた場合
- ③扶養の事実がなくなった場合(結婚・別居・離婚 等で他の家族に扶養される)
- ④死亡した場合
- ⑤雇用保険の失業給付・傷病手当・育児休業給付金 等を受給する場合 ※1
- ⑥健康保険の出産手当金・傷病手当金 等を受給する場合 ※1
- ⑦労働災害保険法の休業補償給付 等を受給する場合 ※1
- ⑧外国に居住することになったとき(日本に住所を有しなくなったとき)
例外:外国に赴任する被保険者の同行者、留学をする学生
- ⑨その他理由で扶養条件から外れる場合

※⑤～⑦ 雇用保険からの失業等給付、傷病手当、育児休業給付金等、健康保険からの傷病手当金や出産手当金等、労働災害保険法の休業補償を受けている方は、その受給期間中は原則認定対象外となります。
ただし、基本手当日額が3,612円未満(60歳以上または厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障がい者は5,000円未満)の場合は、被保険者により生計が維持されていると判断し、扶養継続が可能です。

【扶養削除 手続き方法と提出書類】

提出書類	・「被扶養者異動届」 ・削除対象者の「健康保険被保険者証」 ※R7年12月1日迄に扶養削除の方 ・「資格確認書」 ※リンナイ健保より発行がされている方のみ ・添付書類 ⇒下表 《添付書類一覧》 の該当項目書類を添付のこと ・「国民年金第3号被保険者関係届(非該当)」 ※60歳未満の配偶者 ・「家族異動届(税扶養登録・家族手当申請書)」 ※事業所がリンナイ㈱の場合
提出者	被保険者(労務担当者を経由のこと)
提出時期	5日以内

《添付書類一覧》

削除事由	削除日	添付書類
就職等により健康保険に加入	就職した日、健康保険に加入した日	・就職先の資格情報のお知らせの写 (または資格確認書の写) ・雇用契約書の写 のうちのいずれか1点
収入が認定基準額を超えた	基準額を超えると見込まれるようになった日	収入が確認できる書類(給与明細の写 等)、雇用契約書の写
扶養の事実がなくなった(結婚・別居・離婚 等)	事実発生日	住民票・戸籍謄本 等 事実発生日が確認できる書類
死亡した	死亡日の翌日	死亡診断書の写
失業給付・傷病手当を受給する	受給し始めた日	雇用保険受給資格者証の写
出産手当金・傷病手当金・休業補償給付・育児休業給付金を受給する	受給し始めた日	給付金支払通知書の写
外国に居住することになった(日本に住所を有しなくなった)その他理由	事実発生日	事実発生日が確認できる書類

- ・必要書類を確認し全て揃えて申請してください。
- ・削除事由により追加書類の提出をお願いする場合があります。

注意事項

被扶養者資格の要件が失われている状態(削除事由に該当)で、削除手続きがされていなかった場合は、「被扶養者資格の要件が失われた日(事実発生日)」まで遡って手続きを行います。

削除日以降に医療機関等で受診された際の医療費(健康保険組合負担分)等の保険給付費は全額返還していただくこととなります。

★定期的に、被扶養者資格を確認する為の調査を行っております。

その際、生計維持関係・収入等の確認のため、収入に関する証明書(収入(課税非課税)証明書・年金振込通知書の写 等)や住民票、送金証明書の写 等を提出いただきますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。